

Web・テレビ会議等による受託研究審査委員会 参加に関する手順書

【独立行政法人国立病院機構 呉医療センターにおける企業主導治験
に係る受託研究審査委員会規定 補遺】

独立行政法人 国立病院機構 呉医療センター

令和3年2月1日

(目的)

第1条

本手順書は、受託研究審査委員会規程 第4条(開催)に従い、一堂に会して審議が出来ない場合(不要不急の外出自粛要請時、緊急事態宣言発令時等)の臨時的措置として、Web・テレビ会議等による受託研究審査委員会(以下 IRB)への参加について必要な手順を定めるものである。

(Web・テレビ会議等による参加)

第2条

委員長は、臨時的措置として、必要があると認めるときには、委員の Web・テレビ会議等による参加を許容するものとする。

(Web・テレビ会議等による参加の手順)

第3条

IRB事務局は、IRB委員へ、事前に資料を配布する。

2 Web会議等によって、一堂に会して行う会議と同等の審議を行うことが可能な場合には、Web会議等によって会議に参加したIRB委員も出席したものとみなし、審議採決に参加出来るものとする。

3 委員長は会議前にWeb会議等によって参加するIRB委員の本人確認を行う。また、Web・テレビ会議等による出席者が審議内容を把握しながら意見を発言できる状況であることを、随時確認する。

4 委員は守秘義務が厳守できるよう、個室等において出席するものとし、公共及び情報漏洩の恐れのある場所での出席は禁止とする。委員長又は委員会事務局は開始前に遵守されているか確認するものとする。

(議事録)

第4条

議事録の作成においては、通常の議事録様式に記載する事項に加え、以下の事項を記載するものとする。

2 Web・テレビ会議による開催であることおよびシステム名

3 各出席者の対応場所について、守秘義務を厳守して審議したこと

附則

(施行期日)

1. この規則は令和3年2月1日から施行する。